

# 資料 2



「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	1 総則	1 総則
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱
18	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄</p> <p>2 初動対応            (1) (略)            (2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>(追記)</u>            その他災害応急対策への支援を行う。</p>	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄</p> <p>2 初動対応            (1) (略)            (2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策への支援を行う。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>2 災害予防計画</b>	<b>2 災害予防計画</b>
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>
	<b>第2節 <u>(追加)</u> 自主防災組織 <u>(追加)</u>・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>・ボランティアとの連携</b>
33	<p><b>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(3) 連携体制の確保 (略)</p> <p><b>3 自主防災組織における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 平常時の活動 ア 情報の伝達収集体制の確立 <u>(追記)</u> (略)</p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p><u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>(2) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(4) 連携体制の確保 (略)</p> <p><b>3 自主防災組織における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 平常時の活動 ア 情報の伝達収集体制の確立 <u>(連絡網の整備)</u> (略)</p>
	<b>第3節 企業防災の促進</b>	<b>第3節 企業防災の促進</b>
37	<p>(略)</p> <p><b>2 市、県（経済産業局、防災安全局）及び商工団体等における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>2 市、県（経済産業局、防災安全局）及び商工団体等における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 名古屋地方気象台における措置</b> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行う。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>第2章 水害予防対策</b>	<b>第2章 水害予防対策</b>
	<b>第1節 河川防災対策</b>	<b>第1節 河川防災対策</b>
41	<p><b>2 関連調整事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>2 関連調整事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。</u></p> <p><u>また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
	<b>第5章 建築物等の安全化</b>	<b>第5章 建築物等の安全化</b>
	<b>第1節 交通関係施設対策</b>	<b>第1節 交通関係施設対策</b>
55	<p><b>1 道路</b></p> <p>【風水害等】</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 道路</b></p> <p>【風水害等】</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u></p> <p><u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u></p> <p><u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p><u>(4) 直轄市道の高架区間等の避難場所としての活用</u></p> <p><u>市は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄市道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進する。</u></p> <p><u>(5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u></p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
57	<p><b>【地震災害】</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 道路管理者等が連携して策定した「<u>早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>	<p><b>【地震災害】</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 道路管理者等が連携して策定した「<u>愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>
	<b>第5節 建築物の耐震促進</b>	<b>第5節 建築物の耐震促進</b>
64	<p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>(1) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u> ア 市が行う耐震診断の県による助成 (略) イ 市の<u>耐震改修費・除却費補助事業</u>への県による助成 市が実施する<u>耐震改修費・除却費補助事業</u>について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> 旧基準住宅を対象に市の実施する減災化（<u>追記</u>）促進に関する補助事業について、県から助成を受けることにより、旧基準住宅の減災化の促進を図る。</p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u> ア 普及・啓発 (略) イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、<u>耐震診断費を助成する。</u> ウ 市の耐震診断費補助事業への県からの助成 県は、<u>民間の特定既存耐震不適格建築物</u>、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成する。 エ 市の<u>耐震改修費・除却費補助事業</u>への県からの助成</p>	<p><b>4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</b></p> <p>(1) <u>住宅の耐震化の促進</u> ア 市が行う耐震診断の県による助成 (略) イ 市の<u>耐震改修費補助事業</u>への県による助成 市が実施する<u>耐震補強設計や耐震改修、除却の補助事業</u>について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p>(2) <u>住宅の減災化の促進</u> 旧基準住宅を対象に市の実施する減災化の促進に関する補助事業について、県から助成を受けることにより、旧基準住宅の減災化の促進を図る。</p> <p>(3) <u>建築物の耐震化の促進</u> ア 普及・啓発 (略) イ 避難路沿道建築物の耐震診断の助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、<u>耐震診断費補助事業を実施する。</u> ウ 市の耐震診断費補助事業への県からの助成 県は、<u>特定既存耐震不適格建築物や</u>、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成する。 エ 市の<u>耐震改修費補助事業</u>への県からの助成</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<p>(追記) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物 (追記) に対する市の<u>耐震改修費・除却費</u>補助事業に助成する。</p> <p>(略)</p>	<p>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物や<u>特定既存耐震不適格建築物</u>に対する市の<u>耐震改修、除却</u>の補助事業に助成する。</p> <p>(略)</p>
	<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>
	<b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>
73	<p><b>2 市（西春日井広域事務組合）における措置</b></p> <p>(追記) 消防ポンプ自動車、救助、救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 市（西春日井広域事務組合）における措置</b></p> <p><u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、</u>消防ポンプ自動車、救助、救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p>
74	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、避難情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、<u>迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u></p> <p>さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、避難情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化<u>を図るため、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行う。</u></p> <p>さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p> <p>(略)</p>
74	<p><b>6 救助・救急等に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。</p> <p>(追記)</p> <p>(略)</p>	<p><b>6 救助・救急等に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
76	<p><b>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件等や過去の災害踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>材の整備に留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件等や過去の災害踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p>
	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>
86	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次頁（参考）のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、<u>(追記)</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保する。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
86	<p><u>((3) ウより転記)</u></p> <p>(3) <u>(追記) 福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内的一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記) 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</u></p> <p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する<u>ものとする</u>。(略)</p> <p>ウ <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>エ 市は、<u>(追記) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記) 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u></u></p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記) 福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></u></p>	<p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>指定</u>福祉避難所の<u>指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する<u>(削除)</u>。(略)</p> <p><u>((2) キ へ移行)</u></p> <p>エ 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>
87		

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
86	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、(追記)テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテイション(追記)等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテイション、<u>炊き出し設備</u>、<u>入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p>
87	<p>ア 情報受発信手段の整備</p> <p>防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、ラジオ等、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>	<p>ア 情報受発信手段の整備</p> <p>防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、<u>ファクシミリ</u>、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入れ体制を住民へ周知徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>カ (削除) 感染症対策について、(削除)平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>キ (削除) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）						
87	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>(7) 避難者等の情報把握</u> 市は、保健師、福祉関係者、N P O 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>						
88	<p><u>(参考)</u></p> <p><u>(1) 避難所における一人当たりの必要占有面積</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>1m<sup>2</sup>/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2m<sup>2</sup>/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3m<sup>2</sup>/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 新型コロナウイルス</u>感染症対応時の必要占有面積 一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p> <p><u>(3) 広域避難場所及び一時避難場所</u>における一人当たりの必要占有面積は、概ね2m<sup>2</sup>以上。</p> <p><u>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p>	<u>1m<sup>2</sup>/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2m<sup>2</sup>/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3m<sup>2</sup>/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</u>	<p><u>(参考)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) (削除) 感染症対応時の必要占有面積</u> 一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p> <p><u>(2) 広域避難場所及び一時避難場所</u>における一人当たりの必要占有面積は、概ね2m<sup>2</sup>以上。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<u>1m<sup>2</sup>/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>							
<u>2m<sup>2</sup>/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>							
<u>3m<sup>2</sup>/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</u>							

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>第3節 要配慮者支援対策</b>	<b>第3節 要配慮者支援対策</b>
92	<p><b>1 市、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p>市及び県は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>	<p><b>1 市、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p>市及び県は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>
	<b>第4節 帰宅困難者対策</b>	<b>第4節 帰宅困難者対策</b>
93	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u></p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>
	<b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b>
	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>
96	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努める<u>ものとする</u>。特に、<u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う</u>。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>(追記)</u></p> <p><u>また、</u>市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努める<u>(削除)</u>。</p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p><u>(削除)</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u></p> <p><u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
		<p>の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p>ウ 訓練の実施</p> <p><u>(削除)</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>
<b>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b>		<b>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b>
97	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>（略）</p> <p><b>（4）医療救護活動広域応援</b></p> <p>県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入れについて相互に応援することを定めている。</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMA T設置運営要領」及び「愛知DMA Tに関する協定」<u>（追記）</u>に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努める。</u></p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>（略）</p> <p><b>（4）医療救護活動広域応援</b></p> <p>県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入れについて相互に応援することを定めている。</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMA T設置運営要領」及び「愛知DMA Tに関する協定」<u>等</u>に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>以下の対策を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ア 災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練</p> <p>イ ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等</p> <p>ウ 日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等</p>
<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>		<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>
97	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p><b>（1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</b></p> <p>（略）</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に</p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p><b>（1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</b></p> <p>（略）</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<p>努める<u>ものとする</u>。この際、<u>県及び市</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>努める<u>削除</u>。この際、<u>市及び県</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図る。</u></p>
<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>		<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>
98	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p>
<b>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</b>		<b>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</b>
104	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追記)</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
108	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策</b>	<b>3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策</b>
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>
	<b>第2節 非常配備体制</b>	<b>第2節 非常配備体制</b>
121	<p><b>4 職員の配置及び服務</b> (略) 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部] --&gt; HQOffice[本部会議 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     HQ --&gt; HQOffice     HQ --&gt; GOM[本部事務局 <b>(削除)</b> 危機管理・総務班／消防班]     HQ --&gt; GM[総務部 財政・財産管理班／税務・収納班／会計班／監査事務班／<b>消防班</b>]     HQ --&gt; GM[企画部 人事秘書班／企画政策・企画説明班]     HQ --&gt; MM[市民環境部 市民班／各市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班]     HQ --&gt; MM[健康福祉部 社会福祉班／<b>厚生保育班</b>／<b>高齢福祉班</b>／健康推進・こども家庭班]     HQ --&gt; MM[建設部 土木班／都市計画班・<b>新清洲園辺まちづくり</b>／上下水道班]     HQ --&gt; MM[教育部 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／<b>給食センター班</b>／学校班]     HQ --&gt; MM[議会事務局 議事調査班]   </pre>	<p><b>4 職員の配置及び服務</b> (略) 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部] --&gt; HQOffice[本部会議 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     HQ --&gt; HQOffice     HQ --&gt; GOM[本部事務局 <b>[危機管理部・総務部]</b> 危機管理・総務班／消防班]     HQ --&gt; GM[総務部 財政・財産管理班／税務・収納班／会計班／監査事務班]     HQ --&gt; GM[企画部 人事秘書班／企画政策・企画説明班]     HQ --&gt; MM[市民環境部 市民班／市民・市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班]     HQ --&gt; MM[健康福祉部 社会福祉班／<b>高齢福祉班</b>／<b>厚生保育班</b>／健康推進・こども家庭班]     HQ --&gt; MM[建設部 土木班／<b>都市計画班</b>／上下水道班]     HQ --&gt; MM[教育部 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／<b>給食センター班</b>／学校班]     HQ --&gt; MM[議会事務局 議事調査班]   </pre>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

121	<p><b>所掌事務</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">部長：建設部長 部長代理：建設部次長</p> <table border="1" data-bbox="233 314 1170 1053"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班 (班長)</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設部</td><td>土木班 (土木課長)</td><td>           1 市内緊急輸送道路に関すること            2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること            3 清須市防災協力会への協力要請に関すること            4 交通規制に関すること            5 水防活動に関すること            6 帰宅困難者の支援に関すること         </td></tr> <tr> <td>都市計画・新清洲周辺まちづくり班 (都市計画課長)</td><td>           1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること            2 帰宅困難者の支援に関すること            3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること  <u>(追記)</u>            4 建築物の応急危険度判定に関すること            5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること            6 応急仮設住宅の建設等に関すること            7 部内の連絡調整に関すること         </td></tr> <tr> <td>上下水道班 (上下水道課長)</td><td>           1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること            2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること            3 飲料水の確保及び供給に関すること            4 応急給水活動に関すること            5 広域給水応援の受け入れに関すること            6 帰宅困難者の支援に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所掌事務	建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること	都市計画・新清洲周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受け入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること	<p><b>所掌事務</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">部長：建設部長 部長代理：建設部次長</p> <table border="1" data-bbox="1170 314 2153 1053"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班 (班長)</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設部</td><td>土木班 (土木課長)</td><td>           1 市内緊急輸送道路に関すること            2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること            3 清須市防災協力会への協力要請に関すること            4 交通規制に関すること            5 水防活動に関すること            6 帰宅困難者の支援に関すること         </td></tr> <tr> <td>都市計画（削除）班 (都市計画課長)</td><td>           1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること            2 帰宅困難者の支援に関すること            3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること  <u>4 区画整理内の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u>  <u>5 建築物の応急危険度判定に関すること</u>  <u>6 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</u>  <u>7 応急仮設住宅の建設等に関すること</u>  <u>8 部内の連絡調整に関すること</u> </td></tr> <tr> <td>上下水道班 (上下水道課長)</td><td>           1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること            2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること            3 飲料水の確保及び供給に関すること            4 応急給水活動に関すること            5 広域給水応援の受け入れに関すること            6 帰宅困難者の支援に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所掌事務	建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること	都市計画（削除）班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>4 区画整理内の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> <u>5 建築物の応急危険度判定に関すること</u> <u>6 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</u> <u>7 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>8 部内の連絡調整に関すること</u>	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受け入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること
部	班 (班長)	所掌事務																				
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること																				
	都市計画・新清洲周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること																				
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受け入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること																				
部	班 (班長)	所掌事務																				
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること																				
	都市計画（削除）班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>4 区画整理内の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> <u>5 建築物の応急危険度判定に関すること</u> <u>6 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</u> <u>7 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>8 部内の連絡調整に関すること</u>																				
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受け入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること																				
第2章 避難行動	第1節 気象警報等の発表伝達	第2章 避難行動																				
130	<p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) (略)            (2) (略)  <u>(追記)</u>            (略)</p>	<p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) (略)            (2) (略)  <u>(3) 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供する。</u></p>																				

## 「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

	<p>1 1 気象予報警報等の伝達系統 (略) 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p><b>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</b></p>	<p>(略)</p> <p>1 1 気象予報警報等の伝達系統 (略) 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p><b>名古屋地方気象台</b></p>
178	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>1 市及び県(防災安全局)における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。<u>(追記)</u></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>1 市及び県(防災安全局)における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLO)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

		するよう努める。
	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>
184	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>
	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>
195	<p><b>2 防疫・保健衛生活動の実施</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>(略)</p> <p>カ 避難所の生活環境を確保するための措置</p> <p>避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 防疫・保健衛生活動の実施</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>(略)</p> <p>カ 避難所の生活環境を確保するための措置</p> <p>避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p> <p>(略)</p>
196	<p>(5) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>削除</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。</p> <p>(略)</p>
	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>
210	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p>

## 「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風・水害））

212	<p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><b>6 運営上の留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 良好的な生活の確保</u> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシー <u>(追記)</u>に配慮する。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 在宅避難者等の支援拠点</u> 市は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p><u>(7) 車内泊避難を行うためのスペース</u> 市は、<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(8) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><b>6 運営上の留意事項</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 良好的な生活の確保</u> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシー <u>の確保</u>に配慮する。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(略)</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

<p>(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。<u>(追記)</u> なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録とともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(12) 再避難の対策</p>	<p>(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。</p> <p>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録とともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図る。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p> <p>(12) 避難の長期化に伴う対応</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) プライバシーの確保状況</li> <li>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</li> <li>(ウ) 洗濯等の頻度</li> <li>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</li> <li>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</li> <li>(カ) 食料の確保、配食等の状況</li> <li>(キ) し尿及びごみの処理状況</li> <li>(ク) 避難者の健康状態</li> <li>(ケ) 指定避難所の衛生状態</li> </ul> <p>(13) 再避難の対策</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

	(略) (15)感染症対策 (略)	(略) (16)感染症対策 (略)
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>
216	<b>1 方針</b> (略) (1)市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム <u>(D C A T)</u> の派遣を要請する。	<b>1 方針</b> (略) (1)市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム <u>(D W A T)</u> や <u>災害支援ナース</u> の派遣を要請する。
226	<b>第10章 水・食料・生活必需品等の供給</b> <b>■基本方針</b> (略) ○被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、 <u>(追記)</u> 夏季には <u>扇風機等</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含める <u>等</u> 、被災地の実情を考慮する <u>(追記)</u> 。 (略)	<b>第10章 水・食料・生活必需品等の供給</b> <b>■基本方針</b> (略) ○被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含める <u>など</u> 被災地の実情を考慮する <u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u> (略)

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
249	<p><b>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追記)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p>
250	<p><b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <p><b>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置 <u>(追記)</u></b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓閉 <u>(追記)</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、</p>	<p><b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <p><b>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置 <u>及び海路・空路の活用</u></b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓閉 <u>及び海路・空路の活用</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、</p>
226		

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害））

	<p>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図る。</u></p>
	<b>第 22 章 住宅対策</b>	<b>第 22 章 住宅対策</b>
275	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>(略)</p>
	<b>第 6 節 住宅の応急修理</b>	<b>第 6 節 住宅の応急修理</b>
280	<p><b>1 県（防災安全局・建築局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局・建築局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u></p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和7年1月）	修正後（令和8年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
309	<p><b>4 職員の配置及び服務</b> (略) 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部 〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長] --- T1[〔総務部〕 財政・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班 △消防班]     HQ --- T2[〔企画部〕 人事秘書班/企画政策・企画説教班]     HQ --- T3[〔市民環境部〕 市民班/各市民サービスセンター班/ 保健年金班/生活環境班/産業班]     HQ --- T4[〔健康福祉部〕 社会福祉班/厚生保育班/高齢福祉班/ 健康推進・こども家庭班]     HQ --- T5[〔建設部〕 土木班/都市計画班 △新清瀬西まちづくり班/上下水道班]     HQ --- T6[〔教育部〕 学校教育班/生涯学習・スポーツ班/ 栄養センター班/学校班]     HQ --- T7[〔議会事務局〕 議事調査班]      HQ --- T8[〔本部事務局〕 △危機管理・総務班/消防班]      T1 --- T1_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T2 --- T2_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T3 --- T3_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T4 --- T4_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T5 --- T5_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T6 --- T6_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T7 --- T7_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T8 --- T8_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]   </pre>	<p><b>4 職員の配置及び服務</b> (略) 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部 〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長] --- T1[〔総務部〕 財政・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班 △消防班]     HQ --- T2[〔企画部〕 人事秘書班/企画政策・企画説教班]     HQ --- T3[〔市民環境部〕 市民班/各市民サービスセンター班/ 保健年金班/生活環境班/産業班]     HQ --- T4[〔健康福祉部〕 社会福祉班/厚生保育班/高齢福祉班/ 健康推進・こども家庭班]     HQ --- T5[〔建設部〕 土木班/都市計画班 △新清瀬西まちづくり班/上下水道班]     HQ --- T6[〔教育部〕 学校教育班/生涯学習・スポーツ班/ 栄養センター班/学校班]     HQ --- T7[〔議会事務局〕 議事調査班]      HQ --- T8[〔本部事務局〕 △危機管理・総務班/消防班]      T1 --- T1_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T2 --- T2_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T3 --- T3_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T4 --- T4_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T5 --- T5_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T6 --- T6_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T7 --- T7_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]     T8 --- T8_1[〔本部会議〕 本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長]   </pre>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

313

**所掌事務**

(略)

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

部	班 (班長)	所掌事務
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること
	都市計画・ <u>新清洲周辺まちづくり</u> 班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること

**所掌事務**

(略)

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

部	班 (班長)	所掌事務
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること 4 交通規制に関すること 5 水防活動に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること
	都市計画 <u>（削除）</u> 班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>4 区画整理内の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u> <u>5 建築物の応急危険度判定に関すること</u> <u>6 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</u> <u>7 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>8 部内の連絡調整に関すること</u>
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 応急給水活動に関すること 5 広域給水応援の受入れに関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること

**第2章 避難行動**

**第1節 津波情報等の伝達**

317

**4 気象庁及び名古屋地方気象台における措置**

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

(追記)

**第2章 避難行動**

**第1節 津波情報等の伝達**

**4 気象庁及び名古屋地方気象台における措置**

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

なお、津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

		り掛かることができるよう工夫する。また、避難の継続や応急活動を支援するために、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>
358	(略)	(略)
	<b>2 防災活動拠点の確保</b> (略) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める <u>ものとする</u> 。	<b>2 防災活動拠点の確保</b> (略) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に <u>新物資システム (B-PLo)</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める</u> 。
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>
372	<b>■基本方針</b> ○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。 (略)	<b>■基本方針</b> ○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>災害看護コーディネーター</u> 、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。 (略)
	<b>第2節 防疫・保健衛生の実施</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生の実施</b>
383	<b>2 防疫・保健衛生活動の実施</b> (略) (2) 防疫対策 (略) キ <u>(追記)</u> 生活環境の保護 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマン	<b>2 防疫・保健衛生活動の実施</b> (略) (2) 防疫対策 (略) キ <u>避難所の生活環境を確保するための措置</u> 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマ

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>ホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>(削除)</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。</p> <p>(略)</p>
397	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」</u>を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p><u>(7)車内泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中</u></p>

## 「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

399	<p><u>(6)避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><b>6 運営上の留意事項</b> (略)</p> <p>(5)良好な生活の確保 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(6)食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。<u>(追記)</u> なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(11)ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育</u>者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受け</p>	<p><u>泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(8)避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><b>6 運営上の留意事項</b> (略)</p> <p>(5)良好な生活の確保 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6)食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。</u> なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(11)ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図る<u>(削除)</u>。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等に</u></p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>られるよう連携に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(12) 再避難の対策 (略)</p> <p>(15) 感染症対策 (略)</p>	<p><u>について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p> <p><u>(12) 避難の長期化に伴う対応</u></p> <p>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ア プライバシーの確保状況 イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度 ウ 洗濯等の頻度 エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 オ 暑さ・寒さ対策の必要性 カ 食料の確保、配食等の状況 キ し尿及びごみの処理状況 ク 避難者の健康状態 ケ 指定避難所の衛生状態</p> <p>(13) 再避難の対策 (略)</p> <p>(16) 感染症対策 (略)</p>
403	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 方針</b> (略)</p> <p>(1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム <u>(D C A T)</u> の派遣を要請する。</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 方針</b> (略)</p> <p>(1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム <u>(D W A T)</u> や<u>災害支援ナース</u>の派遣を要請する。</p>
413	<p><b>第11章 水・食料・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■基本方針</b> (略)</p> <p>○被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含める<u>等</u>、被災地の実情を考慮する</p>	<p><b>第11章 水・食料・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■基本方針</b> (略)</p> <p>○被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料</u>をはじめ、夏季に</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	(追記)  (略)	は <u>冷房器具</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 (略)
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>
	<b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b>	<b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b>
439	<p>1 市、県（防災安全局）及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u></p> <p>　　合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>3 市、県（防災安全局）及びライフライン事業者等における措置<u>及び海路・空路の活用</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開<u>及び海路・空路の活用</u></p> <p>　　合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>
440	<p>■<b>基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>■<b>基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>(略)</p>
	<b>第6節 住宅の応急修理</b>	<b>第6節 住宅の応急修理</b>
448	<p>1 県（防災安全局・建築局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>　ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 県（防災安全局・建築局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>　ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u></p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）</b>	<b>4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）</b>
	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第4章 震災復興都市計画の手続</b>
	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定について</b>
471	<p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1／2を国庫補助する。</p>	<p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
	<b>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物等処理対策</b>
475	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p>
	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>
	<b>第1節 罷災証明書の交付等</b>	<b>第1節 罷災証明書の交付 <u>(削除)</u></b>
481	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>また、住家被害の調査や罷災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援
492	<p>1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。</p> <p>また、<u>商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。</u></p>	<p>1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口における相談対応</p> <p>県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。</p> <p>また、<u>県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>
496	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの<u>再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備えの<u>再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>
	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>
498	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備えの<u>再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	第2編 災害応急対策	第2編 災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 非常配備体制
510	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルスの</u>感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)</p>	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○<u>(削除)</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>(削除)</u> 感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)</p>
520	<h4>4 職員の配置及び服務</h4> <p>災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部]     HQ --- BM1[本部会議]     HQ --- BM2[本部事務局]     BM1 --- BM2     BM1 --- GM[企画部]     BM1 --- MM[市民環境部]     BM1 --- KS[健康福祉部]     BM1 --- BN[建設部]     BM1 --- ED[教育部]     BM1 --- KI[議会事務局]     GM --- GM1[人事秘書班]     GM --- GM2[企画秘書班]     MM --- MM1[市民環境班]     MM --- MM2[各市民サービスセンター班]     MM --- MM3[保険年金班]     MM --- MM4[生活環境班]     MM --- MM5[宿舎班]     KS --- KS1[社会福祉班]     KS --- KS2[児童保育班]     KS --- KS3[高齢福祉班]     KS --- KS4[健康推進・子ども家庭班]     BN --- BN1[土木班]     BN --- BN2[都市計画班]     BN --- BN3[新瀬洲野周辺まちづくり班]     BN --- BN4[上下水道班]     ED --- ED1[学校教育班]     ED --- ED2[生涯学習・スポーツ班]     ED --- ED3[給食センター班]     ED --- ED4[学校班]     KI --- KI1[選舉調査班]   </pre> <p>組織図（第3非常配備体制）修正後</p> <pre> graph TD     HQ[災害対策本部]     HQ --- BM1[本部会議]     HQ --- BM2[本部事務局]     BM1 --- BM2     BM1 --- GM[企画部]     BM1 --- MM[市民環境部]     BM1 --- KS[健康福祉部]     BM1 --- BN[建設部]     BM1 --- ED[教育部]     BM1 --- KI[議会事務局]     GM --- GM1[人事秘書班]     GM --- GM2[企画秘書班]     MM --- MM1[市民環境班]     MM --- MM2[各市民サービスセンター班]     MM --- MM3[保険年金班]     MM --- MM4[生活環境班]     MM --- MM5[宿舎班]     KS --- KS1[社会福祉班]     KS --- KS2[児童保育班]     KS --- KS3[高齢福祉班]     KS --- KS4[健康推進・子ども家庭班]     BN --- BN1[土木班]     BN --- BN2[都市計画班]     BN --- BN3[新瀬洲野周辺まちづくり班]     BN --- BN4[上下水道班]     ED --- ED1[学校教育班]     ED --- ED2[生涯学習・スポーツ班]     ED --- ED3[給食センター班]     ED --- ED4[学校班]     KI --- KI1[選舉調査班]   </pre> <p>主な変更点：「新瀬洲野周辺まちづくり班」が「新瀬洲野周辺まちづくり班」に変更された。</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）												
<b>所掌事務</b> (略)		<b>所掌事務</b> (略)												
部長：建設部長 部長代理：建設部次長		部長：建設部長 部長代理：建設部次長												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班長)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設部</td> <td>土木班 (土木課長)</td> <td>           1 市内緊急輸送道路に関すること。            2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。            3 清須市防災協力会への協力要請に関すること。            4 交通規制に関すること。            5 水防活動に関すること。            6 帰宅困難者の支援に関すること。         </td> </tr> <tr> <td>都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班 (都市計画課長)</td> <td>           1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。            2 帰宅困難者の支援に関すること。            3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。  <u>(追記)</u>            4 建築物の応急危険度判定に関すること。            5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること。            6 応急仮設住宅の建設等に関すること。            7 部内の連絡調整に関すること。         </td> </tr> <tr> <td>上下水道班 (上下水道課長)</td> <td>           1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。            2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。            3 飲料水の確保及び供給に関すること。            4 応急給水活動に関すること。            5 広域給水応援の受入れに関すること。            6 帰宅困難者の支援に関すること。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>		部	班 (班長)	所掌事務	建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること。 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 帰宅困難者の支援に関すること。	都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 帰宅困難者の支援に関すること。 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること。 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること。 6 応急仮設住宅の建設等に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。 4 応急給水活動に関すること。 5 広域給水応援の受入れに関すること。 6 帰宅困難者の支援に関すること。	(略)		(略)
部	班 (班長)	所掌事務												
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関すること。 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 清須市防災協力会への協力要請に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 帰宅困難者の支援に関すること。												
	都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 帰宅困難者の支援に関すること。 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること。 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること。 6 応急仮設住宅の建設等に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。												
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。 4 応急給水活動に関すること。 5 広域給水応援の受入れに関すること。 6 帰宅困難者の支援に関すること。												
(略)		(略)												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（別紙 東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和7年1月修正）	修正後（令和8年1月修正）
	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>
	<b>第4節 交通対策</b>	<b>第4節 交通対策</b>
14	<p><b>1 道路</b></p> <p>(5) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を西枇杷島警察署に提出する。 (略)</p>	<p><b>1 道路</b></p> <p>(5) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を西枇杷島警察署に提出する。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和7年1月修正）							修正後（令和8年1月修正）										
	第2 災害							第2 灾害										
	1 過去の主な災害							1 過去の主な災害										
3	(2) その他被害のあった風水害							(2) その他被害のあった風水害										
	年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			本市の被害概要		年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			本市の被害概要					
			最低気圧 (hpa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	①災害の特徴 ②被害の程度				最低気圧 (hpa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	①災害の特徴 ②被害の程度					
	平21.8.28～29 (2008年)	8月末豪雨	—	—	180.5	①短時間での豪雨被害 ②床上浸水2 床下浸水18		平21.8.28～29 (2008年)	8月末豪雨	—	—	180.5	①短時間大雨による内水氾濫 ②床上浸水2 床下浸水18					
10	平21.10.7～8 (2009年)	台風18号	964.7	6.1N	162.5	①台風による内水氾濫 ②床下浸水5		平21.10.7～8 (2009年)	台風18号	964.7	6.1N	162.5	①台風による内水氾濫 ②床下浸水5					
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		平28.8.2 (2016年)	記録的短時間 大雨	—	—	121 (1時間雨量)	①台風による内水氾濫 ②床下浸水5					
	第3 各種施設等							第3 各種施設等										
	1 防災上注意すべき施設							1 防災上注意すべき施設										
10	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設							(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設										
	No	施設 種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域		No	施設 種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					
						庄 内 川	新 川						木 曾 川	福 田 川				
	1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
10	2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	(略)							(略)										
	20	障害福祉サービ ス事業所	ほまれの家清須	清洲1806番地 NTT西日本新川清洲ビル1階	052-325-4572	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	(追加)							(略)										
10	21	(略)							(略)									
	22	(略)							(略)									
	23	(略)							(略)									
	58	(略)							(略)									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和7年1月修正）					修正後（令和8年1月修正）														
	第3 各種施設等					第3 各種施設等														
	2 避難場所・避難所					2 避難場所・避難所														
14	(3) 指定避難所					(3) 指定避難所														
	No	施設名	所在地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )	収容可能人数 (人)	No	施設名	所在地	電話番号										
	1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5606.00	1,868	1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174										
	2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6852.00	2,284	2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029										
	(略)					(略)														
	17	県立五条高校	あま市西今宿阿弥陀寺56番地	052-442-1515	1289.00	429	17	県立五条高校	あま市西今宿阿弥陀寺56番地	052-442-1515										
	(略)					(略)														
	20	新川防災センター	中河原10番地	052-409-1535	1025.00	341	20	新川防災センター	中河原10番地	052-409-1535										
	<u>(追加)</u>					<u>(追加)</u>														
	計			98,404.50	32,793	計			100,554.58	33,510										
(略)					(略)					(略)										
※専門的な補助は必要ではないものの通常の避難所での生活を続けることがで いない者（要介護1～3、身体障害者2～6級の者）を対象とする。					※身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには 至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者 を対象とする。具体的には、高齢者、障害者の他、妊娠婦、乳幼児、医療的ケ アを必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難生活に おいて、何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族															
	3 防災備蓄倉庫一覧					3 防災備蓄倉庫一覧														
	No	施設名称	所在地	備考		No	施設名称	所在地	備考											
	1	春日中学校	春日振形126番地			1	春日中学校	春日振形126番地												
	2	春日小学校	春日振形131番地			2	春日小学校	春日振形131番地												
	3	清洲中学校	一場695番地			3	清洲中学校	一場695番地												
	4	清洲小学校	清洲1013番地			4	清洲小学校	清洲1013番地												
	5	清洲東小学校	清洲2576番地			5	清洲東小学校	清洲2576番地												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和7年1月修正）			修正後（令和8年1月修正）				
15	6	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1		6	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	
	7	星の宮小学校	阿原神門125番地		7	星の宮小学校	阿原神門125番地	
	8	新川中学校	須ヶ口750番地		8	新川中学校	須ヶ口750番地	
	9	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1		9	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	
	10	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地		10	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	
	11	新川小学校	須ヶ口1239番地		11	新川小学校	須ヶ口1239番地	
	12	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地		12	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	
	13	<u>五条川防災センター</u>	<u>清洲一丁目6番地1</u>		13	<u>ネギヤ保育園隣</u>	<u>春日須ヶ田30番地</u>	
	14	<u>清洲市民センター</u>	<u>清洲弁天96番地1</u>		14	<u>中之切保育園</u>	<u>春日砂賀東95番地</u>	
	15	<u>アルコ清洲</u>	<u>清洲2537番地</u>		15	<u>五条川防災センター</u>	<u>清洲一丁目6番地1</u>	
	16	<u>にしひ創造センター</u>	<u>西枇杷島町小田井一丁目12番地1</u>		16	<u>清洲市民センター</u>	<u>清洲弁天96番地1</u>	
	17	<u>西枇杷島会館</u>	<u>西枇杷島町花咲84番地</u>		17	<u>県立五条高等学校</u>	<u>あま市西今宿阿弥陀寺56番地</u>	
	18	<u>西枇杷島福祉センター</u>	<u>西枇杷島町大野37番地1</u>		18	<u>にしひ創造センター</u>	<u>西枇杷島町小田井一丁目12番地1</u>	
	19	<u>新川防災センター</u>	<u>中河原10番地</u>		19	<u>西枇杷島福祉センター</u>	<u>西枇杷島町大野37番地1</u>	
	20	<u>ネギヤ保育園隣</u>	<u>春日須ヶ田21番地</u>	<u>10ftコンテナ</u>	20	<u>新川防災センター</u>	<u>中河原10番地</u>	<u>(削除)</u>
	21	<u>春日B &amp; G体育館</u>	<u>春日東出6番地</u>	<u>10ftコンテナ</u>	21	<u>県立新川高等学校</u>	<u>阿原北野18番地</u>	<u>(削除)</u>
	22	<u>春日小学校</u>	<u>春日振形131番地</u>	<u>20ftコンテナ</u>	22	<u>アルコ清洲</u>	<u>清洲2537番地</u>	<u>(削除)</u>
	23	<u>春日分団詰所地下倉庫</u>	<u>春日振形129番地</u>		23	<u>下野田アンダー東市有地</u>	<u>春日立作45番地1</u>	
	24	<u>中之切保育園</u>	<u>春日砂賀東95番地</u>	<u>20ftコンテナ</u>	24	<u>西田中防災倉庫</u>	<u>西田中長堀5番地</u>	<u>(削除)</u>
	25	<u>下野田アンダー東市有地</u>	<u>春日立作45番地1</u>	<u>20ft コンテナ</u>	25	<u>市庁舎防災倉庫</u>	<u>須ヶ口1238番地</u>	<u>(削除)</u>
	26	<u>清洲中学校</u>	<u>一場695番地</u>	<u>20ft コンテナ</u>	26	<u>災害用資機材倉庫（名古屋市）</u>	<u>西枇杷島町城並一丁目8番地1</u>	<u>(削除)</u>
	27	<u>西田中防災倉庫</u>	<u>西田中長堀5番地</u>		27	<u>庄内川水防センター</u>	<u>西枇杷島町北枇杷池15番地1</u>	
	28	<u>清洲小学校</u>	<u>清洲1013番地</u>	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	29	<u>清洲東小学校</u>	<u>清洲2576番地</u>	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	30	<u>星の宮小学校</u>	<u>阿原神門125番地</u>	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和7年1月修正）				修正後（令和8年1月修正）				
	<u>31</u>	新川中学校	須ヶ口750番地	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>32</u>	市庁舎防災倉庫	須ヶ口1238番地		(削除)	(削除)	(削除)		
	<u>33</u>	新川小学校	須ヶ口1239番地	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>34</u>	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>35</u>	水防倉庫	西枇杷島町下新地内		(削除)	(削除)	(削除)		
	<u>36</u>	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>37</u>	災害用資機材倉庫（名古屋市）	西枇杷島町城並一丁目8番地1		(削除)	(削除)	(削除)		
	<u>38</u>	西枇杷島備蓄倉庫	西枇杷島町弁天1番地6		(削除)	(削除)	(削除)		
	<u>39</u>	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>40</u>	西枇杷島中学校	西枇杷町七畝割3番地1	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>41</u>	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地1	<u>20ft コンテナ</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>42</u>	みずとぴあ庄内水防倉庫	西枇杷島町北枇杷池15番地1		(削除)	(削除)	(削除)		
	第5 条例・規則等				第5 条例・規則等				
	4 清須市災害対策本部要綱				4 清須市災害対策本部要綱				
28	別表（第5条、第7条関係）				別表（第5条、第7条関係）				
	部	班 (班長)	所掌事務		部	班 (班長)	所掌事務		
	(略)				(略)				
	建設部	土木班 (土木課長)	(略)		建設部	土木班 (土木課長)	(略)		
		都市計画・新清洲周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること <u>(追記)</u> 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること			都市計画(削除)班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 区画整理地区内の被害状況調査及び応急復旧に関すること 5 建築物の応急危険度判定に関すること 6 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること 7 応急仮設住宅の建設等に関すること 8 部内の連絡調整に関すること		
		上下水道班 (上下水道課長)	(略)			上下水道班 (上下水道課長)	(略)		
	(略)				(略)				